

全国高等専修学校協会による交通費補助規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、第33回全国高等専修学校体育大会における参加選手等に対する交通費補助について定めたものである。

（大会事務局手配の原則）

第2条 この規程の適用を受けようとする場合の、新幹線の乗車券・特別急行券等（以下「乗車券等」という）は、大会事務局（以下「本部」という）が手配し、各学校に送付するものとする。従って、各学校独自購入の場合は、本規程の適用外とする。

（補助人数算出）

第3条 対象人員は、登録選手及びマネージャーとし、代表者会議及び開会式受付時の参加確認人数をもって算出対象人数とする。従って、乗車券等手配した後、減員した場合には、その減員分については、補助対象外とし、全額参加校の負担とする。

（補助額決定に当たっての基礎額算出）

第4条 基礎額算出にあたっては、もっとも経済的な最短順路により計算することとする。

2 各学校の基点は、本州内については学校所在地最寄駅とする。

3 旅客運賃については、原則として、往路は団体割引、復路は学割利用とし、前項の学校所在地最寄駅と本部指定地《富士吉田駅又は東京駅・三島駅（東京駅・三島駅～開催地は貸切バス利用）》間とする。

4 本部指定地より150km以遠については、実乗車の場合に限り順路内の特別急行料金を加算する。

5 1項より4項で求められた金額に第3条で確認した人数を乗じて基礎額とする。

（補助額の決定）

第5条 各校の補助額の決定は、補助総額（400,000円）を総基礎額で除し、その係数を各校基礎額に乗じて求めた金額とする。ただし、係数が0.50を超えた場合は、0.50とし（補助額は、総額の50%以内とする。）、100円未満は切り捨てるものとする。

（購入方法及び補助金支給方法）

第6条 乗車券等購入に当たっては、全額前払いにて振り込み、本部で購入し、各校に送付し、大会終了後上記第5条に従って算出した補助額を各学校に振り込むものとする。

（その他の事項）

第7条 この規程に定められてない事項については、全国高等専修学校協会体育振興委員会（以下「専体振」という）で決定することとする。

2 この規程の改廃は、専体振の決議による。

（附 則） 1、この規程は、第33回大会にのみ適用する。